

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第5期第1四半期)

自 2022年1月1日

至 2022年3月31日

Atlas Technologies株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

**【提出日】** 2022年9月21日

**【四半期会計期間】** 第5期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

**【会社名】** Atlas Technologies株式会社

**【英訳名】** Atlas Technologies Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本 浩司

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区平河町二丁目7番3号

**【電話番号】** 03-6821-1612 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 コーポレート本部長 高橋 みのり

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区平河町二丁目7番3号

**【電話番号】** 03-6821-1612 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 コーポレート本部長 高橋 みのり

# 目 次

頁

第一部【企業情報】 .....	2
第1【企業の概況】 .....	2
1【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2【事業の内容】 .....	3
第2【事業の状況】 .....	4
1【事業等のリスク】 .....	4
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
3【経営上の重要な契約等】 .....	5
第3【提出会社の状況】 .....	6
1【株式等の状況】 .....	6
2【役員の状況】 .....	7
第4【経理の状況】 .....	8
1【四半期財務諸表】 .....	9
2【その他】 .....	15
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	16
四半期レビュー報告書 .....	17

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期 第1四半期 累計期間	第4期
会計期間		自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高	(千円)	743,070	2,187,858
経常利益	(千円)	240,489	473,954
四半期(当期)純利益	(千円)	157,507	310,825
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	12,250	12,250
発行済株式総数	(株)	610,000	610,000
純資産額	(千円)	827,044	669,537
総資産額	(千円)	1,251,860	1,143,789
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	25.82	50.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	66.1	58.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 当社は、第4期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第4期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

6. 当社は、2021年3月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年4月20日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を、2022年2月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

8. 第5期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第4期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。

また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が残るものの、各種感染対策の推進によりまん延防止等重点措置が解除され、景気が持ち直していくことが期待されます。一方で、新たな変異株等による新型コロナウイルス感染症の再拡大の恐れや、ウクライナ情勢等により、依然として先行き不透明な状況が続き、その影響を注視する必要があります。

一方、当社を取り巻く環境は、国内コンサルティング市場規模が2025年には1兆2,551億円（出典：IDC「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2021年から2025年（2021年）」）、国内DX市場規模も2030年には3兆425億円（出典：富士キメラ総研「2020デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）にまで拡大し、今後も右肩上がりで成長が続くものと予想されております。

このような状況のもと、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、デジタルソリューション事業の拡大に努めてまいりました。大手通信会社を中心とした既存クライアントのアップセルに加え、新規クライアントの獲得にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当社の第1四半期累計期間の売上高は743,070千円、営業利益は242,604千円、経常利益は240,489千円、四半期純利益は157,507千円となりました。

なお、当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### (2) 財政状態の状況

##### （資産）

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末より108,070千円増加し、1,251,860千円となりました。これは主に、売上高の増価により現金及び預金が20,696千円増加、売掛金が95,535千円増加したことによるものであります。

##### （負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末より49,437千円減少し、424,815千円となりました。これは主に、買掛金が9,077千円増加したものの、未払法人税等が45,256千円、未払消費税等が13,602千円減少したことによるものであります。

##### （純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末より157,507千円増加し、827,044千円となりました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が157,507千円を計上したことによるものであります。

#### (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2022年3月29日開催の定時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、2022年4月1日付で発行可能株式総数は4,400,000株増加し、24,400,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年9月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	610,000	6,100,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	610,000	6,100,000	—	—

(注) 1. 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は5,490,000株増加し、6,100,000株となっております。  
2. 2022年3月29日開催の定時株主総会決議により、2022年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日	—	610,000	—	12,250	—	2,250

(注) 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式は5,490,000株増加し、6,100,000株となっております。

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 610,000	6,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	610,000	—	—
総株主の議決権	—	6,100	—

- (注) 1. 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式6,100,000株、発行済株式総数の株式数は6,100,000株となっております。
2. 2022年3月29日開催の定時株主総会決議により、2022年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の議決権の数は61,000個、総株主の議決権の数は61,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	604,730	625,426
売掛金	442,354	537,889
前払費用	13,948	11,731
その他	1,972	1,251
流動資産合計	1,063,005	1,176,298
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	7,281	7,148
工具、器具及び備品（純額）	16,913	15,515
有形固定資産合計	24,194	22,663
投資その他の資産		
繰延税金資産	22,564	18,408
その他	34,025	34,490
投資その他の資産合計	56,590	52,898
固定資産合計	80,784	75,562
資産合計	1,143,789	1,251,860

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	231,443	240,521
未払金	11,869	4,621
未払費用	19,590	24,760
未払法人税等	124,080	78,824
未払消費税等	47,609	34,007
賞与引当金	25,497	25,497
役員賞与引当金	8,761	8,761
その他	5,400	7,822
流動負債合計	474,252	424,815
負債合計	474,252	424,815
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	12,250	12,250
資本剰余金	2,250	2,250
利益剰余金	655,037	812,544
株主資本合計	669,537	827,044
純資産合計	669,537	827,044
負債純資産合計	1,143,789	1,251,860

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
売上高	743,070
売上原価	420,258
売上総利益	322,811
販売費及び一般管理費	80,207
営業利益	242,604
営業外収益	
受取利息	3
雑収入	0
営業外収益合計	3
営業外費用	
為替差損	38
上場関連費用	2,080
営業外費用合計	2,118
経常利益	240,489
税引前四半期純利益	240,489
法人税、住民税及び事業税	78,824
法人税等調整額	4,156
法人税等合計	82,981
四半期純利益	157,507

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して)

当第1四半期累計期間において新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

---

当第1四半期累計期間  
(自 2022年1月1日  
至 2022年3月31日)

---

減価償却費

1,530千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
一時点で移転されるサービス	69,800
一定の期間にわたり移転されるサービス	673,270
顧客との契約から生じる収益	743,070
外部顧客への売上高	743,070

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25.82円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	157,507
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	157,507
普通株式の期中平均株式数(株)	6,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2022年2月16日開催の当社取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年2月16日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割を行っております。また、2022年3月29日開催の定時株主総会決議に基づき、2022年4月1日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	610,000株
今回の株式により増加する株式数	5,490,000株
株式分割後の発行済株式総数	6,100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	24,400,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2022年3月16日
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年4月1日をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式数) 第5条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。	(発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,400,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日	2022年4月1日
-------	-----------

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年9月12日

Atlas Technologies株式会社

取締役会 御中

**EY新日本** 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

根津昌史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

西口昌宏

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているAtlas Technologies株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Atlas Technologies株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上